

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 2 年度）

令和 2 年 12 月

苫小牧市

この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。このたび、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則」（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条第 5 項の規定により、策定の見通しに関する事項（実施方針を策定する時期）を変更しましたので、変更後の当該事項を公表します。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

名 称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を 策定する時期	所 管 部 署
(仮称) 苫小牧市民ホール整備運営事業	建設期間を除き 20 か年（予定）	(仮称) 苫小牧市民ホールの整備、運営事業	苫小牧市旭町 3 丁目 5 番 1 ほか	令和 3 年 1 月下旬（予定）	市民生活部市民ホール建設 準備室 電話 0144-32-6071（直通）